

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）
第 35 回理事会（決議省略）議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

■第 1 号議案 新型コロナウイルス対応緊急支援助成 資金分配団体の採択について

<提案内容>

5 月 18 日（火）開催の審査会議において、資金分配団体に申請のあった 2 団体（各 1 事業を申請）の審査を実施したところ、いずれの団体も理事会への推薦には至らないとの結論に至っており、この整理された内容について理事会判断が必要であることから本事案を提案するもの。

以下 2 申請事業について、いずれも採択を見送ることとする

<対象となる申請事業>

①認定 NPO 法人 市民福祉団体全国協議会

『地域コミュニティ再生等と包括的な取組助成』

コロナ禍に於ける地域コミュニティの再生と社会参加増による健全生活再建のための包括的な取り組みへの助成

②認定 NPO 法人 育て上げネット

『コロナ禍における若者向け緊急就労支援』

～支援のアクセシビリティ向上と安定就労に向けて～

<審査会議確認事項>

上記 2 申請事業について慎重に検討を行った結果、両事業については理事会への推薦は行わないこと、審査会議での申請事業の内容改善等につながる提言やコメントなどは事務局より申請団体に対し丁寧にフィードバックを行うことなどを理事会への申し送り事項とすることを確認した。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長（代表理事）二宮 雅也

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

2021 年 5 月 31 日（月）

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長（代表理事）二宮 雅也

2021年5月27日（木）、理事 二宮雅也が理事および監事の全員に対し、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を電磁的記録によって発送した。当該理事会の決議の目的である事項につき、2021年5月31日（月）正午までに、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の全員から電磁的記録により異議を述べない旨の確認書の提出を受けたので、当機構定款第44条および理事会規則第10条に定める「決議の省略」の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上の通り、理事会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

2021年5月31日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

理 事 長 二 宮 雅 也